

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定 済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和6年度
提 出 日(最新提出日)	令和7年7月31日
監査委員公表日	令和7年11月21日

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<水道料金改定についての利用者への広報活動について> 上下水道事業に関する市民意見交換会には、多くの市民が参加し、アンケート調査結果も、“市民意見交換会での説明内容について”は、①よくわかった、②わかった、③少しわかった、の合計で95%、「岐阜市の上下水道施設の老朽化対策・耐震化の必要性について」では、①強く感じた、②感じた、の合計で92%となっている。アンケート結果からは、参加された多くの市民は、岐阜市水道事業の持続可能性についての理解をしていると考えることができる。 水道料金のあり方についての答申の「むすび」にもあるように、水道事業の役割は、水道法第1条に「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」と規定されており、安心・安全な水を将来にわたって、24時間、365日休むことなく供給することである。 また、持続可能な水道事業経営を維持するためには、水道施設の老朽化・耐震化等の強化対策に継続して投資することは必要不可欠である。 岐阜市水道事業の健全で持続可能な事業経営と、岐阜市の水道を利用する岐阜市民のために、市民意見交換会に参加されていない大多数の水道利用者に対して、さらなる広報活動を推進することが望まれる。	意見	料金改定の経緯や内容等の周知については、市のホームページ、1月15日号広報ぎふや2月1日号水のこえ(上下水道事業部広報紙)で特集を組み、掲載した。 加えて、2月及び3月の検針時に料金改定のご案内チラシを各家庭へ配布することで周知を図るとともに、利用者の皆様にご理解いただけるよう努めた。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	88 89 90
<企業債の支払利息負担について> 営業利益・支払利息及び企業債取扱諸費ともに減少傾向にあり、インタレスト・カバレッジ・レシオも2.01倍から2.64倍と目安である1.0倍を上回っている。 「水道料金のあり方についての答申追加資料集」から計算すると、令和9年度のインタレスト・カバレッジ・レシオは1.87倍と予測され2倍を切ることとなり、支払利息及び企業債取扱諸費の負担が大きくなることが予想される。 新規借入金の平均利率は約0.61%と、令和6年11月8日現在の長期プライムレート1.85%より低いものとなっているが、岐阜市上下水道事業部の新規借入金額は金額も大きく返済年数も長期にわたるため、今後より一層の注視を要請したい。	意見	借入額が大きいほど、借入利率は低下する傾向にあることから、市長部局等と同調して借入先を選定する等、施設整備に伴う新規借入については、令和8年1月より関係部局と協議していく。 また、事業経費については、給排水工事申請システムの導入や、メーター情報の落とし込み等、水道台帳システムの機能拡充により、窓口対応時間を短縮し、人件費を削減するほか、AIによる衛星画像解析技術を用いた漏水調査や、ドローンを用いた水管橋の点検により、維持管理経費を削減、並びに電子契約の導入による事務の合理化等、DXを推進することにより、営業利益を確保し、インタレスト・カバレッジ・レシオの上昇を図っていく。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	92 93
<電子契約書について> 水道事業でも電子契約書への対応を進めており、令和6年10月より一部の工事については電子契約が可能となっている。 メリットの大きい取り組みであるため、今後より多くの業者が電子契約を利用できるよう、電子契約の対象範囲の拡大や普及に向けた啓発活動等を推進していきたい。	意見	電子契約のメリットなどをホームページに掲載し、啓発活動を進めている。 また、対象範囲の拡大については、市長部局に合わせ、令和8年度に順次実施する予定である。令和7年度はその実施に向けた準備を進める。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	94
<固定資産の減価償却について> 固定資産の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、例えば水道管や水道メーターなど、同様の内容の資産であるにもかかわらず、償却年数や残存価額が異なっているものが散見された。過去から引き継いでいる固定資産台帳であるためやむを得ない部分もあるが、同様の資産については同様の耐用年数、償却方法、残存価額で処理するのが望ましい。	意見	全資産登録のうち、配水管、メーター等、同一資産として扱う資産に係る資産登録の選別に着手し、令和7年度末に完了予定である。 今後は、同一資産として扱う資産に係る資産登録の償却年数や残存価格を統一し、それに伴い、損益計算書や貸借対照表にどの程度影響を与えるのか、概算金額を算出し、今年度決算や翌年度予算への計上準備を進めるとともに、資産登録の内容の変更方法について、システム業者と協議していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	100
<建物と構築物の残存価額について> 固定資産のうち建物と構築物の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、取得価額の95%に相当する償却を行った固定資産については、それ以後減価償却を行わず、取得価額の5%が残存価額として貸借対照表に計上されている状態であった。これは、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に従った処理である。一方で、同条第3項には、一定の構造の建物と構築物については、第1項の規定にかかわらず残存価額1円まで償却することができる旨の規定がある。残存価額とは、減価償却が終了した時点でのその資産の処分価額の見積額であるが、水道施設の建物や構築物が耐用年数経過後に取得価額の5%の処分価額を有するとは考えにくく、1円まで償却を行う方が合理的であると考ええる。 一定の構造の建物や構築物については、残存価額が1円に達するまでの償却も検討すべきである。	意見	地方公営企業法第15条第3項にある、「当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度」をどのように決定するかが不明であるため、当該条項に基づく減価償却を実施しているか、実施している場合は、上記年度をどのように決定しているのか、全中核市に照会を行った。 令和7年度において、照会結果等を考慮し、当該条項に基づく減価償却を実施するか否かを判断し、実施することとした場合は、当該条項を適用する資産登録を選別したうえ、損益計算書や貸借対照表にどの程度影響を与えるのか、概算金額を算出し、今年度決算や翌年度予算への計上準備を進めるとともに、資産登録の内容の変更方法について、システム業者と協議していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	100 101 102

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

<ソフトウェア取得の際の会計処理について> 岐阜市水道事業貸借対照表を閲覧したところ、無形固定資産として計上されているものは電話加入権のみであり、ソフトウェアは計上されていなかった。 地方公営企業法施行規則においては、ソフトウェアを無形固定資産として計上すべきとしている(第5条)。 また、償却額の算定に当たっては、有形固定資産の場合は、帳簿価額から残存価額10%を除いた金額に対して償却率を乗じることとしている(第15条)のに対して、無形固定資産の場合は、残存価額は設定せず帳簿価額にそのまま償却率を乗じることとしている(第16条)。 貸借対照表における表示に関しても、有形固定資産が原則として取得価額と減価償却累計額の総額表示とされている(第29条)のに対して、無形固定資産の場合は純額表示とされている(第31条)。本来無形固定資産として処理すべきソフトウェアを有形固定資産として処理した場合には、以下のような問題点が発生する。 i.無形固定資産(ソフトウェア)として表示すべき資産が有形固定資産(工具、器具及び備品)として表示されている。 ii.本来は残存価額の設定が不要な資産について、残存価額が設定されている。それに伴い、減価償却額の計上も過少となっている。 iii.本来純額表示すべき資産が総額表示されている。 水道事業においては、複数のシステムやソフトウェアを用いており、固定資産台帳の中にも「システム」や「ソフト」という文言を含む資産が複数含まれていた。これらの資産が有形固定資産として計上されていたため、資産の内容について確認を行ったところ、これらは全て機器組込の状態で取得されたものであり、物理的な形態を持たない単独のソフトウェアとして取得されたものはないとの回答を得た。単独のソフトウェアであれば無形固定資産として処理すべきであるが、機器組込のソフトウェアの場合は有形固定資産として処理している現状の会計処理は問題ないと考ええる。ただし、今後は無形固定資産として処理すべきソフトウェアを取得する可能性もあるため、その際には適切な会計処理が行われるよう留意が必要である。	意見	今後、(無形固定資産として処理すべき)単独のソフトウェアを取得した場合は、無形固定資産として適切に会計処理を行っていく。 機器組込ではないシステムの構築を、令和6年度からの繰越予算で実施していることから、令和7年度末の予定貸借対照表で計上する。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	102 103 104
<ソフトウェアに関する会計規程の記載について> 会計規程の第97条には、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の具体例が挙げられている。しかし、無形固定資産の具体例にソフトウェアの記載がない。昭和62年から使われている規定であるため策定当初の状況に応じた記載となっているものと思われるが、現在ではソフトウェアは代表的な無形固定資産の1つであると考えられるため、記載を追加することが望ましい。	意見	岐阜市上下水道事業部会計規程第97条の無形固定資産の具体例に「ソフトウェア」を追加する改正を令和7年3月に行った。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	104
<固定資産明細書の記載方法について> 岐阜市水道事業会計決算書に含まれる固定資産明細書については、科目ごとの記載が行われている。一方で、他市町村の水道事業に係る固定資産明細書の中には、科目を用途ごとに細分化して開示している事例もある。現状の開示方法は、地方公営企業法施行規則第49条の別記第十七様式に準拠しており、誤っているわけではない。しかし、より有用性のある情報開示につながると考えられるため、開示方法の見直しを検討する余地がある。	意見	節単位の固定資産明細書を作成しているか、作成している場合は、節単位をどのような内容で設定しているのかが不明であるため、全中核市に照会を行った。 令和7年度において、照会結果等を考慮し、節単位での固定資産明細書を作成するか否かを判断し、作成することとした場合は、資産名称等から資産登録を節別で分類し、今年度決算で掲載できるよう、準備を進めていく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	104 105
<固定資産整理簿について> 工具、器具及び備品の管理方法について確認を行ったところ、固定資産台帳システム以外に固定資産整理簿と呼ばれるエクセルシートを用いて管理を行っていた。資産の増減があった場合はまず固定資産整理簿に記入を行い、決算後の7月以降に固定資産台帳システムに転記を行っていた。また決算日時点では当期取得分の資産が台帳に登録されていないため、固定資産台帳の情報と固定資産整理簿の情報をあわせて貸借対照表との整合性等を確認していた。 固定資産台帳よりも固定資産整理簿の方が管理を行いやすいためこのような方法を採用しているとのことであったが、決算時点において固定資産台帳が不完全である状態は望ましくない。また、固定資産整理簿から固定資産台帳へ転記する際の転記の手間や転記誤りのリスクも生じる可能性がある。 固定資産台帳を適時に整備し、転記の手間や転記誤りのリスクを排除するために、固定資産台帳による効率的な一元管理ができないかどうか、検討を行う余地がある。	意見	現行の企業会計システムは、期中の固定資産の異動を明らかにするための詳細情報の管理ができないため、異動情報等に遺漏が生じないよう「固定資産整理簿」を利用し、補充的に管理している。 今後、企業会計システム次期更新時(令和12年度)に照準をあわせて一元管理に向けた検討を行う。 令和7年度は、問題点の洗い出しや次期システムに求める機能等について、関係する係等で協議を進める。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	105 106
<建設仮勘定の減損について> 地方公営企業法施行規則においては、減損会計の適用については、減損会計の適用に関するQ&A集にも、建設仮勘定の減損についての記載がある。 また、総務省が公表している公営企業会計の適用に関するQ&A集にも、建設仮勘定の減損についての記載がある。 令和5年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定1,422,178,735円の内訳を確認したところ、平成12年に計上された木田配水池基本設計業務委託費6,300,000円及び平成13年に計上された木田配水池詳細設計業務委託費21,500,000円が含まれていた。 計上時点から20年以上が経過しているため、当該工事の実施可能性と当初作成した設計書の活用可能性を確認したところ、活用時期は未定であるとの回答を得た。 減損会計の対象となる可能性が十分あると考えられるため、今後の見込みを再度確認し、減損会計の適用の可否を判断すべきである。また、減損会計を適用しない場合においても、判断の過程を残しておくべきである。	指摘	指摘のあった木田配水池に係る建設仮勘定は、将来の水需要の増を見据えて配水池を2箇所築造することを想定した基本設計等であり、実際、2箇所築造した後、本勘定(構築物)への振替を予定していたものである。 現在、2箇所目の配水池を築造する時期は未定であるが、既に1箇所目は築造、供用開始済みであり、当然、その築造に際しては、当該基本設計等が活用されている。 そのため、1箇所目の供用を開始した時点で、所期の目的は達成され、本勘定へ振替するものと整理し、令和6年度末で資産登録を行った。 なお、登録に際しては、1箇所目の配水池の供用開始年度に取得したものととして登録し、その年度から令和6年度までの減価償却費等も併せて計上した。 また、上記以外で、建設仮勘定に計上している案件についても、振替予定年度を精査し、いつ、どの資産の供用開始を以って、本勘定へ振替とするのか、記録を残しつつ、適時、振替を行っていく。 なお、建設仮勘定に計上した案件のうち、事業計画の変更、延期に伴い、実施可能性が著しく低下したもの、実施未定となったものについて、どういう基準で、どういう処理を行っているのか、全中核市に照会を行った。 令和7年度に照会結果等を考慮し、建設仮勘定に係る減損会計適用の判断基準を策定していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	106 107

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

<減損会計に関する規定について> 現状においては、減損会計の適用に関する処理規定が定められていない。減損会計の適用方法を明確にするためにも、減損会計に関する規定を整備すべきと考える。具体的には、会計規程の「第8章 固定資産」に減損会計に関する規定を追加することが考えられる。	意見	減損会計の適用に関する規定については、「地方公営企業法施行規則」及び「地方公営企業が会計を整理するにあたりよるべき指針」にすでに規定されていることから、会計規程に減損会計に関する規定は追加せず、今後も規則等に従い、会計処理を行っていく。	×	上下水道事業部	上下水道事業政策課	107
<固定資産の管理マニュアルについて> 令和5年度に過年度の備品の除却漏れが発覚し、除却の会計処理を行っている。そして、これを契機に「上下水道事業部備品管理事務マニュアル」が策定され、運用が開始されている。当該規定は、会計規程第97条第1号カに規定する工具、器具及び備品を対象とした管理マニュアルであり、工具、器具及び備品については、除却漏れのリスクは低減されていると考えられる。 しかし、車両運搬具については、令和5年度末において、水道事業の固定資産台帳には27台の車両が計上されている。車両については、新規取得や廃棄があった際に固定資産台帳に反映させる仕組みにはなっているものの、期末における台帳と現物の確認は行っていない。備品と同様に除却漏れが発生する恐れもあるため、現物と台帳の確認作業を行うべきである。 また、構築物のうち配水管については、資産の特性上固定資産台帳と現物との完全な紐づけは困難である。現状においては、配水管の更新工事を行った際に、旧資産の敷設年度から対象資産を推定し、また更新した距離から除却相当分を割り出し、除却処理を行っている。 上記の方法には一定の合理性があると考えられるが、処理過程が複雑であるため、会計処理の一貫性が損なわれるリスクも高いと考えられる。そのため、備品と同様に、管理マニュアル等を整備することで処理方法について明確化し、会計処理の一貫性を担保することが望ましい。	意見	車両運搬具について、既存の公用車管理マニュアルに、現物と台帳の確認作業を追加したマニュアル改正を令和6年度中に行った。また、配水管についても、令和7年度中に処理方法についてマニュアルを改正し整備する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	107 108
<貯蔵品台帳の管理方法について> 紙で作成されている貯蔵品管理台帳の閲覧を行ったところ、前期繰越の額のみが記載されており、期中の増減の記載がされていない。理由について確認したところ、実際の日々の貯蔵品管理は、エクセルシートの台帳により行っており、後日紙の台帳に転記を行っていた。貸借対照表に計上する貯蔵品の金額の集計もエクセルシートの台帳を用いていた。 紙の台帳については、従来からの引き継ぎで形式的に作成されているだけであり、実際に管理上の役割は果たしていない状態であった。また、紙の台帳は、貯蔵品1種類ごとに1枚の用紙が用いられており、年度ごとに新たな用紙に転記を行う様式であるため、年度更新ごとに、すべての貯蔵品の台帳を手書きで転記するという作業が生じていた。 このような二重管理は、業務の効率化の観点から望ましくない。紙の台帳を廃しても業務上支障が無いようであれば、管理方法の見直しを行うべきである。 また、貯蔵品台帳に限らず、従来からの慣行で非効率な方法を採用している業務が無いかどうか確認を行い、必要に応じて業務方法の見直しを行うべきである。	意見	紙台帳を廃止しても業務上支障がないと判断したため、令和7年度よりExcelシートによる台帳の一元管理を開始した。	○	上下水道事業部	維持管理課	114
<貯蔵品台帳と直費購入物品の管理について> 貯蔵品台帳と現物の一致を確認するため、上下水道事業部敷地内の貯蔵品倉庫において実査を行った。その結果、貯蔵品台帳に記載されている数量よりも現物の方が数量が多い事例が見つかった。 不一致の原因を質問したところ、貯蔵品台帳で管理されている物品以外に、会計規程93条2項に規定される直費購入の物品として管理されている物品があるとの回答を得た。同一の物品であっても、災害用に貯蔵しているものは貯蔵品として、日々の修繕で使用するものは直費購入として処理がなされている。 物品の管理自体は、会計規程に沿って行われており問題はないものの、払出単価や貸借対照表における貯蔵品の計上額に関して、以下のような問題が生じる可能性がある。 まず前提として、実際の物品の動きとしては、貯蔵品と直費購入分の区別をせず、古いものから順に払い出している。一方、管理上では、直費購入分から先に払い出されたという処理をしており、使用した物品は直費購入して補充している。使用数が直費購入分の在庫を上回った場合は不足分を貯蔵品から払い出したという処理がされ、購入価額で受入れている。 仮に、管理上では貯蔵品が払い出されず、直費購入分のみが払い出されるという状態が続いた場合、直費購入の際は、常に最新の単価で費用処理がなされる一方で、貸借対照表に計上されている貯蔵品の単価は、更新されないこととなる。直費購入分が不足し貯蔵品が払い出されれば、貯蔵品の単価は更新されるが、少なくとも常に最新の単価に更新されるわけではない。 ここで、地方公営企業法施行規則においては、先入先出法又は移動平均法により棚卸資産の評価を行うこととしている。 現状において、貯蔵品の評価方法は先入先出法を用いているため、形式的には規定を逸脱しているわけではない。しかしながら、実際には棚卸資産の評価額は現実の価額とずれが生じている。 現状の処理による貸借対照表への影響額を検証し、影響度合いによっては、管理方法の見直しも検討すべきである。	指摘	棚卸資産の評価額と現実の資産の評価額にずれが生じているため、貯蔵品の単価が常に更新されるよう、令和7年度から貯蔵品からの庫出処理をしている。	○	上下水道事業部	維持管理課	114 115
<セキュリティの外部監査について> ヒアリングの結果、全般的なセキュリティ対策は、「行政情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ基本方針」に従っており、行政部によるOSアップデートや監視活動、セキュリティ研修の実施等により、行われているとの回答を得た。 また、現在使用している水道供給に関連するシステムについては、外部のネットワークから遮断されており、サイバー攻撃等の対象になることは想定されない旨の回答を得た。 ここで、国土交通省より公表されている「水道分野における情報セキュリティガイドライン」の7「監査の実施」には、必要に応じて内部監査だけではなく外部監査の実施も想定されている。 水道事業は、利用者の生命にも係る非常に重要な事業であるため、万が一に備えて万全のセキュリティ対策を行うべきである。そのためにも、岐阜市の内部的なセキュリティ対策だけでなく、外部監査の活用も検討する余地がある。	意見	当部単独で外部と接触するシステムは無く、現在のセキュリティ対策において機能しているため、利用者に重大な影響を及ぼすリスクが少ない。加えて、全庁的に内部セキュリティ監査が順次実施されており、その際に外部監査が必要と判断された場合は実施する。	×	上下水道事業部	上下水道事業政策課	116 117

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

<退職給付引当金の計上方法におけるマニュアル等整備について> 退職給付引当金については、会計規程に規定されているが、計上金額算出等の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、退職給付引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。	意見	令和6年度中に退職給付引当金に係るマニュアルを作成した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	120
<債権区分による貸倒引当金算定について> 貸倒引当金とは、未収金等の債権について、回収することが困難と予想される額を見積り引き当てるものである。当該引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する必要がある。すなわち、貸倒引当金の計算に当たって、対象となる債権を債務者の状態に応じて区分した上で、それぞれに対して貸倒見積高を計算することが望まれる。 この債権区分に関しては、民間企業が適用している計上時の債権区分について、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）」が参考となると考える。金融商品に関する会計基準第27項は、債権を、一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権の3つに区分している。 岐阜市水道事業においては、貸倒引当金の計算について、岐阜市水道事業会計決算書の【注記】Ⅰ重要な会計方針2引当金の計上方法（3）貸倒引当金で、「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。」と記載されているが、その計算方法や債権区分についての記載はない。 現状は、貸倒引当金の設定対象となる債権を区分しておらず、期末未収金すべてを一般債権として貸倒引当金を算定している形となっている。そのため、水道事業として債権の状況をどのように考え、その債権に対してどのような貸倒の見積りを行っているかが明確でなく、一貫したルールの下での貸倒引当金計算ができないと考えられるため、貸倒引当金の計算方法及びその前提となる債権の区分を規定する内規等を整備することが望ましい。	意見	債権区分の定義や、それぞれの債権額、債権区分毎に乗じる貸倒実績率の算出方法について、令和7年度中にマニュアルを整備し、令和6年度決算から、貸倒引当金の設定対象債権を「一般債権」と「貸倒懸念債権」に区分し、それぞれに貸倒実績率を乗じて貸倒引当金を設定する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	124 125
<貸倒引当金の計上方法についてのマニュアル等整備について> 貸倒引当金計上金額算出等の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、貸倒引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。	意見	債権区分の定義や、それぞれの債権額、債権区分毎に乗じる貸倒実績率の算出方法について、マニュアルを令和7年度中に整備する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	125
<貸倒引当金の算定に使用する残高の消費税の取扱いについて> 現状の貸倒引当金は、未収金残高と貸倒損失を消費税抜きで金額を使用して計算している。 貸倒実績率算定にあたり、当期の不納欠損金と前年度末未収金残高とも消費税抜きで計算することに一定の合理性はあると考えるが、当年度の貸倒引当金算定時に当年度末未収金残高を消費税抜きで計算すると、未収金のうち消費税を除いた部分のみが回収不能見込みで、消費税部分は回収可能との誤解を生じるおそれがあると考えられる。 そのため、当年度の貸倒引当金計算時には、消費税も含めた未収金残高を使用すべきである。	指摘	令和6年度決算から、消費税も含めた未収金残高を対象に、貸倒引当金を設定した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	125
<再委託業者への反社会的勢力の排除の確認について> 本荘水源地・西側配水池耐震補強工事契約は、再委託業者18件、再委託金額の契約金額に占める割合が約70％程度となっており、再委託先の業務は重要と考えられる。 施工体制一般のチェックリストには、「施工体制台帳には全ての下請契約書(写)が添付されているか」等の項目があり、委託業者と再委託業者間で反社会的勢力の排除の確認を行っているものの、岐阜市上下水道事業部と再委託業者間では、直接の確認を行っていない。 今後は、再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求める等の対応が望ましい。	意見	再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求めることについては、上下水道事業部だけでなく市全体として対応していく必要がある。市長部局も同様の対応を求められているため、連携を取りながら、合わせて対応していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	137
<審査結果の公表について> 令和6年1月1日から令和10年12月31日を契約期間とする「岐阜市上下水道営業関連業務委託」について、令和4年9月28日付け岐阜市上下水道事業部公告第49号にて公告し、公募型プロポーザル方式を実施した結果、ヴェオリア・ジェネックス㈱中部支店が選定された。 当該契約にかかる業者選定方法は、岐阜市行政部契約課が公表している「岐阜市プロポーザル方式ガイドライン」に基づいて実施しているかどうかを確認するために、審査委員会の設置要綱、評価基準の資料を閲覧したところ、概ねガイドラインどおりに運用されていた。 しかし、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表すること(通常型・簡易型)となっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。 公表していない理由を確認したところ、「岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」において、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする、とされたためとのことであった。 今後は、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿い審査結果を公表するよう努めることが望ましい。	意見	次回の実施時には、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿って、審査結果を公表する予定。	△	上下水道事業部	営業課	142
<コスト面への影響について> 岐阜市上下水道営業関連業務委託契約は、プロポーザル方式による業者選定のため、単純に価格だけで判断すべき内容ではないものの、当該契約は5年間にわたるものであり、コスト面での影響も大きい。次回以降の委託契約は、包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも検討することが望ましい。	意見	従来、個々に委託していた各業務を包括委託することにより、職員数削減と業務効率化によりコストの削減を図っており、包括委託契約の方が業務効率化等、コスト面において効果的であると考えている。	×	上下水道事業部	営業課	142 143

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

<競争性の確保について> 平成31年1月から令和10年12月までの期間、同一の業者との契約が継続中である。プロポーザル方式に参加した応募者は1者のみであり、競争性が十分に発揮されている状況とは言えないことから、上記「コスト面への影響」にも記載したとおり、包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも検討することが望ましい。	意見	従来、個々に委託していた各業務を包括委託することにより、職員数削減と業務効率化によりコストの削減を図っており、包括委託契約の方が業務効率化等、コスト面において効果的であると考えている。	×	上下水道事業部	営業課	143
<中央卸売市場再整備事業の方針転換の決定について> 今回の岐阜市中央卸売市場再整備事業の方針転換の決定は、経済的合理性の観点に基づくものと推察される。再整備投資額は、いずれ減価償却費の負担となって、岐阜市中央卸売市場の将来の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼすものでもある。実態をふまえた効果的・効率的な再整備事業とするために、岐阜市中央卸売市場及び市場内業者が抱える現在の経営上の課題を明らかにすることが望ましい。	意見	岐阜市中央卸売市場再整備事業については、建設費の高騰をはじめとした社会・経済情勢の変化を鑑み、整備の方針を「施設の長寿命化」とし、効果的・効率的なものとすよう検討している。今後の市場運営を持続するため、使用料を見直すことや空き店舗を解消することで、収入の確保に努めるとともに、計画的な修繕の実施等によって、さらに経費を節減する。また、場内業者については、公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導により、経営課題を明らかにし、改善策を講じる。令和6年度において、仲卸業者の決算状況を確認した上で、2社(青果:1社、水産:1社)に対して中小企業診断士を派遣し、経営改善に向けて指導した。令和7年度においても継続的に対応する。	○	経済部	中央卸売市場	147
<仲卸業者に対する売上高割使用料について> 仲卸業者に対する売上高割使用料は、場内卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額を対象としている。そして、その金額は、仲卸業者から提出される買入物品販売報告書から把握することになっているが、その提出するタイミングは、該当する取引が発生した時としており、無い場合には特に報告書の提出は求めていないとのことである。これは、業務条例第49条にて、仲卸業者は卸売業者以外の者から買い入れて販売した時に報告することを求めていることが理由となっている。ただし、仲卸業者からの自己申告に拠っているところ、報告対象とすべき取引があるにも関わらず報告を失念していることも考えられる。そこで、該当取引が無い時でも「取引無し」として報告させるなどして、全ての仲卸業者から報告を徴求する必要がある。	指摘	仲卸業者が、本市場の卸売業者以外の者から買い入れ、販売した物品の数量及び金額については、法令に基づき、適正に報告するように指導する。併せて令和7年度において、「市場業務条例」の見直しを予定しているため、取引が無い場合も報告させるよう条例改正を検討する。現条例に基づいた各仲卸業者への報告実施については、まだ行っていない。取引委員会内で各組合理事長等に説明したうえで、文書等を発出したいと考えている。	△	経済部	中央卸売市場	151
<施設使用料単価の改定について> 市場使用料の最終改定は、平成31年のことであり、その際、売上高割使用料の料率を変更したとのことである。施設使用料の各単価については、平成31年以前より、改定されていないことが窺える。施設利用料計算式は、昭和48年9月農林省食品流通局市場課作成の『市場使用料について(市場使用料算定式及び算定例)』に基づくものである。当該計算式の一要素である一般管理費は、人件費及び物件費で構成され、物件費は、主に備品消耗品費、水道光熱費、委託料で構成されている。これは、今後5年分を見積もり算定することとなっており、定期的に見直しの上、改定の有無を判断する必要があると考えられるが、このような見直しは行われていない。この点については、持続可能な中央卸売市場運営の実現には、市場の歳出に応じた適切な受益者負担が必要である一方、市民に生鮮食料品を安定的に供給する役割を果たすため、施設使用料の変動を抑制し、場内業者の安定的な経営を図ることも大切である。こうした中、市場の再整備事業を進める中で、施設使用料の見直しについて、場内業者の意見を聴取しており、今後、再整備事業にあわせて、算定式の見直し或使用料の改定基準等を検討していくとのことである。現状、市民に生鮮食料品を安定的に供給するという市場の役割に鑑み、場内業者の経営安定化を図るべく負担を抑制するという趣旨には特に問題は無い。ただし、燃料、資材をはじめとする物価変動、資金相場の変動によって回収すべき市場運営コストは変動するものであり、その変動に応じて利用者負担額も変動すべきと考える。現状、市場再整備事業が進められているなか、再整備後の市場運営に必要なコストに応じた算定式の見直し、使用料の改定を期待したい。	指摘	再整備事業について、場内業者の意見を聴取し整備範囲や整備方法について検討しているが、施設使用料については、燃料費や機械設備の点検業務等の物価上昇の現況を鑑み、必要なコストを反映できるよう令和7年度に他都市の状況を調査し、今後の物価傾向を捉えつつ施設の維持管理費等から使用料の見直しに着手する。	△	経済部	中央卸売市場	154 155
<施設使用料計算過程のシステム化について> 現状、施設使用料の計算は、エクセルファイルを用いて計算されている。現状、座席係にて、計算過程及び結果を複数人でチェックしているとのことであるが、エクセルシートの恒所として、集計範囲や参照するセルの設定に誤りや漏れが生じやすいことが挙げられるところ、施設使用料の計算対象となる項目も多岐にわたり、卸売業者・仲卸業者を始めとする市場参加者数も20社以上となることから、誤りも生じやすいと考えられる。そこで、事務ミスも防止、計算作業の効率化を図るためにもシステム化の導入も一考されたい。	指摘	施設使用料の計算を行うのは年間で約1,200件と、処理量が少なく費用対効果が低いため、当面は現行データベースの運用を継続しつつ、将来的に新システムの導入も選択肢の一つとして位置付けていく。	×	経済部	中央卸売市場	156

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
10	15	5	30

<長期未回収債権の整理について> Aの現況について Aは、存続しており、先方の債務認識はあるとのことである。直近(令和6年7月時点)で連絡は可能である。 Bの現況について 休業状態であるが連絡は可能である。製造設備が地面に固着しており、撤去費用も少なくないと見込まれ、明け渡し困難な状況である。 岐阜市中央卸売市場事業では、先方に連絡を取る等して回収努力はしている。また、時効完成により不納欠損処理を適宜行っている。 ただし、Aに対する債権は、平成21年度より残っており、滞留期間を鑑みると、今後の回収可能性に疑義があることから、債権放棄により整理することも必要である。 また、貸借対照表の表示に当たっては、このような長期未回収債権は、正常な営業循環過程から外れていることから、流動資産区分では無く、固定資産区分の投資その他の資産に振り替えることが望ましい。	指摘	Aについてはこれまで少しずつ分割で支払いがあったものの、納付が止まっている状態である。今後、資産状況を確認し、必要な手続きを取りつつ、債権放棄も視野に入れた適切な事務処理を進める。 また、Bについては市場から退去する意向であり、未納分の使用料については分割納付している。今後も施設の原状復帰及び債権整理に向けて交渉を続ける。 貸借対照表の表示については、令和7年度に調査・検討し、年度末までに導入するか判断する。	△	経済部	中央卸売市場	168
<卸売業者に対する経営指導について> 長期にわたる経営指導においては、経営指導の詳細な記録と、経営改善の進捗管理が必要である。平成18年度に実施された岐阜市中央卸売市場を対象とする包括外部監査において、卸売業者の財務状況の評価・把握に関し、公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導が奨励されている。実効性のある経営指導には会計的な視点が必要であることをふまえて、業務条例第71条の本旨に基づく卸売業者の経営指導体制の構築が強く望まれる。	指摘	卸売業者に対する財務状況の把握に際し、公認会計士や中小企業診断士などの専門家による指導監督体制の構築を進める。 令和6年度に、卸売業者に対して、市職員による経営改善指導を開始し、粗利の確保のための売り先との交渉等を指導し、令和7年度も卸売市場法第12条第2項の規定に基づく報告書の精査、中小企業診断士等の助言を求め、卸売業者の経営改善やその進捗を監視する。	○	経済部	中央卸売市場	169
<仲卸業者の財務状況に関する指導・監督について> 直近10年間における仲卸業者数の減少率は、市場関係業者のなかで最も高い。 仲卸業者の正確な状況把握の重要性に鑑み、前回包括外部監査以来の指導監督体制の課題に対応されたい。	指摘	仲卸業者の財務の指導に係る規定を見直し、中小企業診断士の診断による検査対象の拡大を令和7年度中に検討する。 また、これまでも職員は国や県が主催する研修に参加し、業者の行財務検査の方法について研鑽を積んできたところではあるが、簿記等の会計知識のさらなる習得に努め、指導監督体制を強化する。	△	経済部	中央卸売市場	170